



消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

相談は
こちらへ...

役場消費生活センター（町民課内）
TEL 0796・36・1941（直通）
たじま消費者ホットライン
TEL 0796・23・1999
※相談無料で秘密は厳守!!

「電力の小売り全面自由化」って？

【事例】

突然業者が訪問してきて「今年4月から電力の小売り全面自由化が始まりました。これまでは地域ごとの電力会社としか契約できませんでしたが、4月以降は多様な業種や業態の事業者のうちから、自分のライフスタイルにあったサービスや料金メニューなどを提供する事業者を自由に選べるようになります。ここで太陽光発電システムを設置し、電気を売電すればもうかりますよ」と言われ、設置費用200万円の契約を行った。

「売電して利益が出れば月々1万円の分割払いで済みますよ」とのことだが、年金暮らしでローンを組むことが不安だ。

本当に大丈夫だろうか。

【ひとことアドバイス】

- ◆電力の小売り全面自由化を口実に、太陽光発電システムやプロパンガス、蓄電池などの購入に関する勧誘が多くなっています。
- ◆「お得だ」と言われても、うのみにせず、いくら安くなるかなど具体的な値段を確認し、よく考えてから契約しましょう。
- ◆小売り電気事業者は登録制です。事業者名は資源エネルギー庁のHP (<http://www.enecho.meti.go.jp/>) に掲載されていますので、本当に登録されているか確認しましょう。